

第 2 表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理 費	仮設駐車場等整備 事業	千円 9 9, 0 0 0	令和 2 年度	千円 6 0, 0 0 0
				令和 3 年度	3 9, 0 0 0
8 土木費	4 下水道費	排水施設更新事業	2 9 7, 0 0 0	令和 2 年度	1 1 8, 8 0 0
				令和 3 年度	1 7 8, 2 0 0

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
八潮市土地開発公社が借入れる事業資金の債務保証	令和 2 年度から 令和 6 年度まで	借入金235,000千円以内の償還期限を経過してもなお弁済されない元金及び利息（遅延損害金を含む。）
八潮市土地開発公社が先行取得した公共用地等の買取り	令和 2 年度から 令和 6 年度まで	八潮市土地開発公社に取得依頼した土地を八潮市が買取るために必要な額
被保護者健康管理支援業務委託料	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	2, 8 9 7 千円
八潮市公害防止設備資金融資に対する利子補給	令和 2 年度から 令和 1 3 年度まで	支払利息の 3 4 %
八潮市身寄りのない未成年者の就労に係る身元保証補償金	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	1 契約につき 3 0 0 千円以内
八潮市小口資金融資に対する利子補給	令和 2 年度から 令和 1 5 年度まで	支払利息の 5 0 %以内
八潮市小口資金融資による埼玉県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	契約締結の日から 解約の日まで	埼玉県信用保証協会が行う保証債務額の 1 2 %及び利子
八潮市商工業近代化資金融資に対する利子補給	令和 2 年度から 令和 1 5 年度まで	支払利息の 5 0 %以内
八潮市商工業近代化資金融資による埼玉県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	契約締結の日から 解約の日まで	埼玉県信用保証協会が行う保証債務額の 1 2 %及び利子
八潮市不況対策資金融資による埼玉県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償	契約締結の日から 解約の日まで	埼玉県信用保証協会が行う保証債務額の 1 2 %及び利子
工場移転資金融資に対する利子補給	令和 2 年度から 令和 6 年度まで	支払利息の 5 0 %以内
新規創業資金融資に対する利子補給	令和 2 年度から 令和 6 年度まで	支払利息の全額

事 項	期 間	限 度 額
八潮市農業近代化資金融資に対する 利子補給	契約締結の日から 解約の日まで	借入利率の 1 %
古新田ポンプ場増築工事費	令和 2 年度から 令和 5 年度まで	1, 4 4 3, 0 0 0 千円
都市計画道路網構想見直し検討 調査業務委託料	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	1 0, 7 8 0 千円
八潮市付け保留地購入資金利子 補給	令和 2 年度から 令和 1 3 年度まで	1 件につき支払利息の 5 0 %又は 5 0 千円のいずれか低い額

第 4 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市民文化会館改修事業	千円 1 6 , 9 0 0	普通貸借 又は 証券発行	5 . 0 %以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するもの による。ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。
新庁舎整備事業	2 1 2 , 0 0 0			
(仮称)八條北運動広場整備 事業	1 3 , 6 0 0			
身体障がい者福祉センター 大規模改修事業	5 5 , 1 0 0			
高齢者福祉施設やしお苑空調 設備更新事業	9 7 , 1 0 0			
保育所整備事業	4 3 , 5 0 0			
移動系防災行政無線更新事業	1 0 2 , 0 0 0			
道路整備事業	1 2 8 , 5 0 0			
橋りょう整備事業	7 3 , 4 0 0			
南部西地区近隣公園整備事業	1 0 , 0 0 0			
公園施設改修事業	4 0 , 0 0 0			
葛西用水親水化整備事業	5 2 , 7 0 0			
大瀬古新田土地区画整理事業	1 4 4 , 0 0 0			
西袋上馬場土地区画整理事業	1 3 5 , 0 0 0			
南部東一体型特定土地区画整理 事業	1 5 1 , 2 0 0			
南部西一体型特定土地区画整理 事業	7 6 , 5 0 0			
県施行街路事業負担金	1 0 3 , 2 0 0			
水路整備事業	8 4 , 6 0 0			
排水施設更新事業	8 2 , 8 0 0			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
古新田ポンプ場増築事業	千円 1 9 7 , 9 0 0	普通貸借 又は 証券発行	5 . 0 %以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するもの による。ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。
中馬場住宅1・2号棟大規模 改修事業	5 7 , 2 0 0			
大原中学校大規模改修事業	1 7 5 , 7 0 0			
資料館空調設備更新事業	1 1 9 , 8 0 0			